

2026 年 5 月 19 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 大越 昇一
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120－753104

上場投資信託（ETF）の設定・交換の申込締切時間の変更に係る

投資信託約款の付表変更等に関するお知らせ

当社は、本日、以下の通り、対象 ETF（計 33 本）の投資信託約款の付表（以下「約款付表」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF および変更の内容]

対象 ETF について、設定・交換の申込締切時間を変更いたします。
なお、申込者が、対象株価指数または対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の申込締切時間に変更はありません。

	対象 ETF	銘柄 コード	設定・交換の申込締切時間	
			変更後	変更前
1	NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信	1306	午後 4 時	午後 3 時 30 分
2	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信	1311	午後 4 時	午後 3 時 30 分
3	NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信	1321	午後 4 時	午後 3 時 30 分
4	NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信	1343	午後 4 時	午後 3 時 30 分
5	NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信	1480	午後 4 時	午後 3 時 30 分
6	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信	1489	午後 4 時	午後 3 時 30 分
7	NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信	1577	午後 4 時	午後 3 時 30 分
8	NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信	1591	午後 4 時	午後 3 時 30 分

	対象 ETF	銘柄 コード	設定・交換の申込締切時間	
			変更後	変更前
9	NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信	1615	午後 4 時	午後 3 時 30 分
10	NEXT FUNDS 食品（TOPIX－17）上場投信	1617	午後 4 時	午後 3 時 30 分
11	NEXT FUNDS エネルギー資源（TOPIX－17）上場投信	1618	午後 4 時	午後 3 時 30 分
12	NEXT FUNDS 建設・資材（TOPIX－17）上場投信	1619	午後 4 時	午後 3 時 30 分
13	NEXT FUNDS 素材・化学（TOPIX－17）上場投信	1620	午後 4 時	午後 3 時 30 分
14	NEXT FUNDS 医薬品（TOPIX－17）上場投信	1621	午後 4 時	午後 3 時 30 分
15	NEXT FUNDS 自動車・輸送機（TOPIX－17）上場投信	1622	午後 4 時	午後 3 時 30 分
16	NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄（TOPIX－17）上場投信	1623	午後 4 時	午後 3 時 30 分
17	NEXT FUNDS 機械（TOPIX－17）上場投信	1624	午後 4 時	午後 3 時 30 分
18	NEXT FUNDS 電機・精密（TOPIX－17）上場投信	1625	午後 4 時	午後 3 時 30 分
19	NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他（TOPIX－17）上場投信	1626	午後 4 時	午後 3 時 30 分
20	NEXT FUNDS 電力・ガス（TOPIX－17）上場投信	1627	午後 4 時	午後 3 時 30 分
21	NEXT FUNDS 運輸・物流（TOPIX－17）上場投信	1628	午後 4 時	午後 3 時 30 分
22	NEXT FUNDS 商社・卸売（TOPIX－17）上場投信	1629	午後 4 時	午後 3 時 30 分
23	NEXT FUNDS 小売（TOPIX－17）上場投信	1630	午後 4 時	午後 3 時 30 分
24	NEXT FUNDS 銀行（TOPIX－17）上場投信	1631	午後 4 時	午後 3 時 30 分
25	NEXT FUNDS 金融（除く銀行）（TOPIX－17）上場投信	1632	午後 4 時	午後 3 時 30 分
26	NEXT FUNDS 不動産（TOPIX－17）上場投信	1633	午後 4 時	午後 3 時 30 分
27	NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数（セレクト）連動型上場投信	2518	午後 4 時	午後 3 時 30 分

	対象 ETF	銘柄 コード	設定・交換の申込締切時間	
			変更後	変更前
28	NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信	2529	午後 4 時	午後 3 時 30 分
29	NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信	2643	午後 4 時	午後 3 時 30 分
30	NEXT FUNDS JPX プライム 150 指数連動型上場投信	159A	午後 4 時	午後 3 時 30 分
31	NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信	200A	午後 4 時	午後 3 時 30 分
32	NEXT FUNDS MSCI ジャパン気候変動指数（セレクト）連動型上場投信	294A	午後 4 時	午後 3 時 30 分
33	NEXT FUNDS FTSE 日本株高配当キャッシュフロー50 指数連動型上場投信	518A	午後 4 時	午後 3 時 30 分

※対象ファンドは銘柄コード順です。

※上記の申込締切時間は販売会社によっては異なる場合があります。

[変更の理由]

投資家の利便性および運用状況等を勘案し、変更するものです。

[約款付表変更と書面決議または異議申立の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

[変更の日程]

2026 年 7 月 14 日まで 約款付表変更の届出日
2026 年 7 月 15 日 約款付表変更の適用日

当該変更は、東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買について変更するものではありません。

[当該変更に係る新旧対照表]

NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、

申込者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。	取得申込者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。
---	---

NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～3. <略> 4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 5. <略> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～3. <同左> 4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 5. <同左> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS 野村日本株高配当 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 40 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. ～8. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 40 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. ～8. <同左>

NEXT FUNDS JPX 日経インデックス 400 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～3. <略> 4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 5. <略> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. ～8. <略>	(付表) 1. ～3. <同左> 4. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 5. <同左> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. ～8. <同左>

NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。

4. ～5. <略> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数（配当込み）構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>
--	---

NEXT FUNDS 食品（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS エネルギー資源（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 建設・資材（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 素材・化学（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 医薬品（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 自動車・輸送機（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 鉄鋼・非鉄（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 機械（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 電機・精密（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 情報通信・サービスその他（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 電力・ガス（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 運輸・物流（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 商社・卸売（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 小売（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 銀行（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 金融（除く銀行）（TOPIX－17）上場投信
NEXT FUNDS 不動産（TOPIX－17）上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 42 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS MSCI 日本株女性活躍指数（セレクト）連動型上場投信
NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>

NEXT FUNDS JPX プライム 150 指数連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信

NEXT FUNDS FTSE 日本株高配当キャッシュフロー50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、

申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <略> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <略>	取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. ～5. <同左> 6. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 7. <同左>
---	--

NEXT FUNDS MSCI ジャパン気候変動指数（セレクト）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、取得申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. <略> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 4 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、取得申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。 4. <同左> 5. 信託約款第 44 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時 30 分」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時 30 分」とします。

以 上